緊急時の安全対応

◇ 不審者等による、生徒の身体・生命に関わる事案が発生した場合
◇ 犯罪等の発生により、生徒への直接的・間接的影響が懸念される場合
◇ 台風や大雨等の風水害、大雪、地震などにより、下校時の安全確保が必要な場合

◆ 保護者に迎えに来てもらう。
◆ 保護者が迎えに来てもらえないときには、学校で生徒を待機させる。
◆ 状況により、教員が生徒を自宅まで送る。
ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校での待機となる。

○下校体制のガイドライン

事案ﾚﾍﾞﾙ	事　案　例	下校時の体制
A	・瀬田中学校においての火災発生時 ・瀬田区域での大地震 ・瀬田区域での台風等の大災害で生徒を単独で帰らせると危険と判断されるとき ・瀬田中学校での不審者等による凶悪事件発生時 ・県、市教委など関係機関の指示	・保護者に連絡を取り、迎えを依頼（保護者連絡がとれない、迎えに来てもらえない場合、生徒は学校待機） ・部活停止 ・ＰＴＡ、地域の方々への協力呼びかけ
B	・瀬田区域、瀬田近隣区域での不審者等による凶悪事件発生時 ・瀬田区域での台風等の災害で、生徒を単独で帰らせると危険と判断されるとき ・県、市教委など関係機関の指示	・下校時、通学路の立ち番及び地域パトロールの実施 ・部活停止 ・緊急一斉下校：分団別での下校 ・ＰＴＡ、地域の方々への協力呼びかけ
C	・その他の事案 ・校長及び学校安全委員会の判断	・下校時、通学路の立ち番及び地域パトロールの実施 ・部活停止

自転車通学

本校では、校区内の遠隔地域の生徒に限り許可制で自転車通学を認めています。また、自転車通学についての校内規定を設けており、自転車で通学する生徒の安全確保に努めています。

H28 年度に生徒会を中心に実施した全校生徒のアンケートを受けて、Ｈ３０年度より、自転車通学許可区域が縮小されましたが、近年の生徒数の増加により、まだまだ登下校時の交通事故が懸念されます。大津市では、一昨年度より賠償に備えての自転車安全保険等への加入が義務づけられています。校内規定も守り、正しい交通マナーで通学できるように、ご家庭でも指導していただきますようお願いします。

① **自転車通学許可申請**
申請手続きについては、入学後、学校で指導します。
＊学年はじめの４月に毎年行い、自転車通学許可を更新します。

② **自転車通学必需品**
・ヘルメット、レインコート：令和５年度より、各ご家庭でご準備ください。
・ヘルメットについては「SG マーク（自転車用製品安全協会規格品）」が望ましい。
・許可シール：大津交通安全協会瀬田支部より提供

③ **通学許可区域**　　松陽１･２丁目、野郷原２丁目、瀬田３･４･５･６丁目

④ 自転車通学のきまり

・ヘルメットを必ず着用すること。
・朝８：２０までに登校すること。
・自転車通学路については対象者に自転車集会で説明します。
・交通ルール及び、校内規定を厳守すること。
　☆二人乗り、無灯火、傘さし運転、２列並進などの危険な乗り方はしないこと。
・校内では指定された場所に駐輪すること。
☆自転車通学生は、毎学期はじめの自転車通学生集会に必ず参加しなければなりません。

〇通学に使用できる自転車

・スタンドがたて形の実用車で、ランプ・ベル・錠・前かごが付いていて、それ以外の不要な物がついていないもの。

※自転車で通学できるのは、瀬田中学区内に居住する生徒に限ります。
（校区外から通学する生徒は、徒歩通学または公共交通機関を利用して登校してください。）